

長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

改正案	現行
<p>（業務の代理）</p> <p>第四条 法第六条第三項第五号に規定する業務の代理で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>一の二 信託業務を営む金融機関の信託業務の代理</p> <p>二 五（略）</p>	<p>（業務の代理）</p> <p>第四条 法第六条第三項第五号に規定する業務の代理で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二 五（略）</p>